

平成23年 第5回

さつま町議会会議録

平成23年7月22日 開会

さつま町議会

平成23年第5回さつま町議会臨時会審議結果

平成23年7月22日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
47	平成23年度さつま町一般会計補正予算 (第5号)	H23.7.22	H23.7.22	原案可決	—
報告 8	町長の専決事項の指定に基づく専決処分 の報告について(専決第4号)	〃	〃	報告済	
報告 9	町長の専決事項の指定に基づく専決処分 の報告について(専決第5号)	〃	〃	報告済	

平成23年第5回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成23年7月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（20名）

1番	森山	大	議員	2番	東	哲雄	議員
3番	麥田	博稔	議員	4番	米丸	文武	議員
5番	川口	憲男	議員	6番	新改	秀作	議員
7番	平八重	光輝	議員	8番	平田	昇	議員
9番	舟倉	武則	議員	10番	岩元	涼一	議員
11番	内之倉	成功	議員	12番	柏木	幸平	議員
13番	楠木園	洋一	議員	14番	内田	芳博	議員
15番	桑園	憲一	議員	16番	市來	修	議員
17番	新改	幸一	議員	18番	木下	敬子	議員
19番	木下	賢治	議員	20番	中尾	正男	議員

欠席議員（0名）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野	建男	君	議事係長	中間	博巳	君
議事係主幹	松山	明浩	君	議事係主任	垣内	浩隆	君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高	政勝	君	教育長	東	修一	君
副町長	和気	純治	君				
建設課長	三浦	広幸	君				
耕地林業課長	山口	良一	君				
総務課長	紺屋	一幸	君				
財政課長	下市	真義	君				

○本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 47 号 平成 23 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）

第 4 報告第 8 号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第 4 号）

第 5 報告第 9 号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第 5 号）

△開 会 午前 9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから、平成23年第5回さつま町議会臨時会を開会します。
1番、森山大議員から本日の会議に遅刻する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、麥田博稔議員及び4番、米丸文武議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第47号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「議案第47号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。「議案第47号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

今回の補正は、7月5日から6日にかけての集中豪雨により発生した災害復旧に係る経費が主なもので、農地・農業用施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費、林道施設災害復旧費、治山事業費及び道路維持費並びに総務一般管理費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億871万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億3,745万円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

おはようございます。それでは「議案第47号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

きのう、町長のほうに災害の関係で、河川の災害と耕地の災害をあわせた対策をとということをお聞きしまして、県の振興局等にもそこあたりを打診していくということでした。

きのう、建設課あるいは耕地林業課サイドの説明の中で、例えば海老川、上宮保育園の手前の災害の箇所、県の振興局が行うんですけれども、川の築堤をやり直すということ、これも先般申し上げましたとおり3月工期で終わっているところで、一部コンクリートブロック、一部土羽、こういうような工法をされていて、起点が大きく崩れ、田んぼに多大な災害をこうむったと。

それとまた、用水のパイプライン等にも被害が出ていると。こういった災害が多々見受けられる中で、単独に担当課なりで対応できるような状況ではないと、私は何箇所か見て回って感じるんですけれども、やっぱりこういうところは、抜本的に町として大きな指針を示して対応されるべきだと思うんですけれども。

再度お伺いいたしますけれども、こういうのについてどのような確約をされていかれるのか、お示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

幾たびかの水害によりまして、越水をしながらか田んぼにも大きな被害が出ているということがあります。そういうことで、災害復旧は、きのうも申し上げましたとおり原形復旧が基本でありますので、この辺のところを、例えば、今までのたび重なる越水による水田の被害等の実態をよく承知をいただきながら、今後の対策としましては、できたら築堤をしていただくというのが一番理想的であるわけでございますが。

この辺はやっぱり、町で管理する河川ではありませんので、あくまでも町としては、県の管理の河川でありますから県のほうにその辺は強く要望していかざるを得ないと考えておりますので、今後におきましても、このような実態を強く訴えながら、何らかの有効な対策が講じられように早急にまた要請をしまいたいと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

町長、きのうの答弁の中にも、原形復旧が原則だと。となればあの箇所はおそらく土羽の築堤はされないでしょうけど、現況というか従来のおりするとなれば土羽ですか。当然そういうことは現地でも振興局の方に申し上げたんですけれども、目に見えて水が当たるところを土羽にするちゅうことは、災害が起きてもいいですよちゅうような考え方を持って災害復旧をしてもらっては困るんだと。

また、周辺の田んぼも、非常に良質の水もあるし、良質田であると思うし、農家とされても、非常に費用がかかると。やっぱしそこを考えますと、米の値がしない中で、農業に取り組む姿勢がなおしぼんでしまうと、そういうことも現地で農家の方がおっしゃっていました。是非そこあたりは、自分の町のこととして、自分のこととして県のほうにも強く要望していただきたいと、要望しておきます。

それと、今回紫尾山系で降った雨が、柏原の観測所じゃ44.何ミリだったと思うんですけど、紫尾山系は99ミリ等の雨が降ったと記憶しているんですが、その中であって、やっぱり海老川、大薄川、そして夜星川、この周辺の川が、こういう言葉を使っちゃいけないんですけど、想

定外というような水の量ではらんしているわけです。

その中にあって、周辺の人家、例えば山からの鉄砲水で、相当の土砂が家に流れ込んできたところがたくさんあると、そういうところには、県の補助あるいは国の補助がきかない面があると、そうしたときにそこの方はどうしてこれに対応されるのか、非常に苦慮されているのが今回の災害です。

私のところにも5～6軒そういう方がおられて、実際現場に行きましたけれども、ちょっと苦言を申し上げれば、町にも電話を入れました、担当の方にもいろいろ電話を入れました、誰一人走ってきて、その現状を見てやろうという方はいらっしゃいませんでした。

そしてやむなく地域の公民館長を仕事から呼び戻して、とにかくこれじゃいけないから、その地域で、集落で人を寄せてくれと、それで重機は建設業者をお願いして、私が相談に行きますからということをして、その砂防工事をしたところが再度崩れて、田んぼが崩れてきているところを1日かけて取り除いていただきました。そういうところの対応に、先ほど申しあげました国・県そこあたりの補助がないのに対して、町が何らかの形をとるべきと私は考えるんですけども。

1件申しあげましたけれども、もう1件は、町道の側溝の流末処理で、私は県にも強くこの流末処理のことを言うんですけども、川まで流末処理をつくるのがあなたたちの仕事ですよと、町道に関しても、町道から何メートルか下に流末処理のトラフを入れただけでそれでいいんですかと、その下には家があるでしょうと。

町道からの流末処理の分と、今度の大雨で山に降った雨が一緒になって、谷になっているその家の周辺を流れてきて、床下浸水をし、物すごくつらい思いをしたと、そういうところへの対策というのは、町長はどういうふうには考えられているのかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

災害復旧につきましては大規模になりますと、当然補助災害というのがございまして、国のいろんな適用があるもの、そしてまた、それに満たないものについては、当然町の単独災害というのがございますので、もちろん受益者負担というものが伴いますので、その辺のことは理解しながら進める必要があるかと思っております。

応急的にできるものは町でもやっておりますし、そしてまた、災害応援協定をしております建設業者、そういう方もそういう対応をしていただいておりますのでございます。公共的にそういった災害復旧をすべるとなると、今ありましたようないろんな決まりがございまして、補助災害については、それなりの測量をしながら、そしてまた、いろんな仕分けをしながら正式な設計をして災害査定を受けると。

その上でまた、予算措置をしながら災害復旧に取りかかるという一つの期間的なもの、手続き的なものが必要ですので、それなりの期間も要するわけではございます。それ以外の町の単独については、今回も必要な予算も掲げておりますけれども。

それについてもやはり負担を伴うということでありまして、その辺については理解をいただきながらせざるを得ないと思うところで、町がすべて、100%でやるとなるといろいろな問題もありますので、その辺は一定の決まりの中で施工せざるを得ないと思っておりますのでございます。

今回の相当の雨量によりまして、住宅地等にも水が流れて、あちこちそういう事例は出ております。現場に、必要なところは、公民会長さんとかいろんなところからも連絡を受け、すぐさま現場の職員等がはせ参じながら、実態の把握をしながら今後の対応もしておるわけでございますが、なかなか十分のところまではいっていないかと思っております。

それぞれ各地域の自主防災組織ができておりますし、やはり地域は地域の皆さん方で、まずは

見守りながら対応していく、このことが、臨機応変な対応ができますし、役場がすべて全体を把握してすぐということまではなかなか物理的にいかない面がございます。

消防団の協力というのも当然必要でございますし、そういう対応をしながらやっているわけでございますので、今後もそういう現場の状況を把握しながら、対策ができるものについては、行政でできる範囲はすべて取り組んでいきたいと思っております。

○川口 憲男議員

3回目になりますけども、町長、先ほどの臨機応變的に自主防災等があるということは十分承知の上なんですけど、東日本の震災を考えると、今政府が問われているのは、いつも言われるのが、これにはこういう条例があって、阻害されるものがあるって、これだから動けないということだったんですけども。

この予算書で、裁判にもなっていますこの建物の状況、私も実際、激甚災害に遭いまして、田畑を全部やられまして原形復旧ができますよというような情報はいただいていたんですけども、1年後になったときには、そういうことはできませんというようなことで、私はこの裁判を申請された方の気持ちが十分判るんですけども。これもだれかれが言ったでは話がつきませんからちょっとここでは申し上げませんが。

やはり災害に対しては町はいち早く動いて、町民の安全・安心をまずどういうふう to 確保するか、そこあたりが私は問われているんじゃないかと思えます。

それと、先ほど申し上げましたように、確かに災害は原形復旧、あるいは地域で対応するいろんなことが必要であると思うんですけども、今回を考えてみましても、職員の方も皆さん一生懸命動いてもらっています。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、建友会等の支援もいただいているということでありました。

6月の15日、16日、このときも同じようなのが出まして、道路が土砂で埋まっているからすぐ対応できないですかという情報を入れました。今回も全く同じことを役場に入れました。でも、昼から建友会が来て対応されますと、地域の方々にも役場からの情報で、建友会が昼から来て対応されますと、作業班が来て対応されますということを言って、ご苦労さんでも言わなきゃいけないと思って、夕方行ってみますと、なんら形はそのままの状態なんです。

そうしたときに、6月の雨で田んぼが決壊したところも、土のう積みも田んぼの地主さんが夫婦でされて、私も走っていったときに、「もうこれじゃ、対応できんど。うんだどんじゃ、いけんもこの山の水じゃ対応できんど」と言われて、ほんなら町でも何かできませんかねということ、担当課にも赴きました。

そうしたやさきの7月の6日の雨で鉄砲水が出まして、決壊しまして、その田んぼが崩れまして、人家の床下、それから牛小屋を埋めたという状況なんです。やっぱり対応がおくれればおくれるほどこういうことがありますから。こういう話は以前、2年か3年前、求名でもあったということと同僚議員が言っていました、裏山が崩れてきたと。

しかし、それは災害の基準に達しないからできないんだということで、泣き寝入りになったんだろうかねと、そのときも今度も考えかただったんですけども、やっぱりそういうところを少しでも対応してあげるのが、私は町だと思えます。

作業班のことも、きのうも出ました。もう1班でもどうにかできませんか、その対応をどうにかできませんかということまでありましたけれども、町長の申されるように、地域防災組織が出るんだから、地域防災組織の活用がということをおっしゃいますけど、皆さん少々の雨では仕事に出られるわけですから、そしたら残っていらっしゃるような方は少ないわけです。

そこあたりを対応していただけるのが、私は町だと思えます。地域で対応できなくても、ユン

ボの借上料とかダンプの借上料とか早急に対応できますよちゅうようなことを、いろんな課なりが対応できるような方向性をとるべきところ、これが町長のトップダウンじゃないでしょうか。町長、どうですか。

○町長（日高 政勝君）

職員も、いろんな気象情報を的確にとらえながら、こういう時期については非常に防災意識を高めながら、警報なんかが出たらすぐ、もちろん安全安心対策課を中心に、その被害の程度に応じて招集をかけながら、そしてまた安全安心対策課に限らず現場を抱えている課においては、自主的にそういう状況を見ながら、出動をし、現場に出向いているわけでありまして。

現場の状況も把握をしながら、やっぱり本部の体制としましては必要な地域においては消防団の皆さん方の御協力をいただいて、そういうような応急的な対策もしていただくという対応はいたしているわけです。

ただ、一挙にあちこち災害は発生するわけですから、それは限られた職員の中でありまして、そしてまた、消防団員の協力とかいろんな協力をいただきながらやっておりますけれども、降雨後のそういうところまで手がなかなか、おっしゃるとおり、向いていないのは確かにあるかとは思いますが。

とにかく災害の対応については、全職員一丸となって対応いたしているわけですので、その辺はまた後の災害調査におきましても、現場の状況を踏まえてすぐさまどういう対応をうっていくかということも、対策も協議をいたしているわけでありまして。

例えば、農地とか裏山の関係は、地主さん、近接の皆さん方の日ごろの管理の関係もやっぱり大事でありまして、そしてまた私有財産的なものの管理を町がすべてしていくかとなると、非常に難しい面がありますので、その辺は、できるところはいろんな協力をいただきながらやらざるを得ない面もあるかと思っております。

なかなか、被害がこうしてあちこち出ますと、確かに町に対する期待も強いわけでありまして、町としましてもできるだけ被害を最小限に、そしてまた町民の皆さん方の尊い生命なり、貴重な財産を損失しないようにということではしておりますけれども、100%それが防げるという状況にはないということは御理解いただきたいと思います。

○川口 憲男議員

関連で一つ、建設課長でいいと思います。町道の流末処理、側溝の。これはどれくらいまでをしているのか。普通は河川までというのが私は理想だと思うんですけども、そこまではできないと思うんですけど。町道の流末処理は、どれくらいまでを考えていらっしゃるのか。

○建設課長（三浦 広幸君）

流末処理は、今おっしゃいますように、例えば水田とかいろんなところに迷惑をかけますので、基本的には幹線水路まで持っていくというのを原則にしております。ただ、今議員がおっしゃいますそういう整備がなされていないところにつきましては、過去において、例えばちょっとした山へ流せばええがとかそういうのが多数見受けられます。

建設課においてもそういう処理をいたしていたわけでありまして、今の時代につきましては、基本的には幹線水路まで持っていくと、そしてほかに影響を及ぼさないと。今は、過去の時代においてなされたものを、苦情を受けながら適時整備していく段階でございます。

○内之倉成功議員

今回の水害、また6月の水害、並んでずっと続いてきているわけですが、自然災害に対する町の対応、予算的な問題もあると思うんですが、先ほど川口議員のほうからも出ているように、予算がないからできないと、そういう形で断られている地域がいくらかあるんで

すけれども。

例えば300メートルぐらいずっと側溝が埋まってしまって、そして田んぼに流れ込むという、そういう状況が出ているんですけれども、私はこの前も見に行ったんですけど、まだそのまま。予算がないからできないということなんですけれども、山が崩壊をしてそして水路がずっと埋まっているという状況なんですけれども。

ここいらなんかもやっぱり本当に地元でせえと言われても高齢化で、とにかく2人か3人しか出る人はいないというような状況の中で、田んぼのほうも処理をしながらされているようなんですけれども、今後、やっぱり、先ほど川口議員から質問があったように、そういう形で予算がないから、地域住民は我慢していかなきゃならないのか、そこいらをある程度やっぱり筋道を通して、公民会長なり、館長なりを通じてびしっとけじめをつけさせてもらいたいと思うんです。

今回の水害で、私も何箇所か申し出があって現場を見てみると、本当にせっかく代かきをして植えて、それがだめになって、そして今回の7月の水害でまたやられたと、そういう状況の繰り返しなんですけど、これは個人の不徳のいたすところという問題じゃないと思うんです。

山が崩れてきて水路が埋って、それが田んぼに流れ込むという状況が繰り返して続いていますので、今後の課題としてぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今の箇所は、木渋線のことだと思います。毎回今の時期になりますと、終点側の一部がどうしても土側溝ということでありまして、それがオーバーフローをして下の田んぼのほうに流れていくと。何回か応急工事はするんですけれども、水量がやはり多いということで毎回このような形になっているわけですが。

実は2月、3月にも緊急雇用創出事業の予算をいただいて、その事業で、ある面整備をしたわけですが毎回同じような形であります。ですから、今回の補正予算で、資材等も計上させていただいておりますので、もう1回現地を調査しながら、予算の範囲内ではありますけれども、少しとめられるような措置を検討してみたいというふうに思っております。

○新改 幸一議員

耕地林業課長に1件お伺いしますが、今回の災害だけでなく過去にもなんですけど、こういう災害で件数が上がってきます。こうして予算を組みます。そして、県の査定いろいろあると思うんですけれども。

そこあたりがスムーズに仕事がたって、そしておたくの田畑は、特に田んぼなんかは今、田植えをしてありますから稲刈り後の工事になっていくと思うんですけれども、そういうことも含めて、農家におたくの災害場所の工事は何月ころには完成予定だとか、そういう通知文書は出されるものですか。過去にも、そういうものは一切出されていないものですか。

やっぱり地主さんというのは、町が、県がしてあげるという気持ちになって心待ちにしているわけなんです。そうしたときに、通知を一報していただければ、町民とか、現場等の地主さんとか大変うれしいものだと思うんですけれども、そこあたりの配慮というのは、行政としてする考え方はないものですか、どんなものですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今の段階では、そういうことはやっておりませんが、そういう農家の方々からの御要望があるとなれば、検討してみたいと思います。

○新改 幸一議員

検討をするということなんですけど、私もいろいろ頼まれたときに、担当課が受けていただきます。そして町がきちっと仕事をしてあげますということが決まったときに、大変喜ばれるわけで

す、ああよかったと。そういうことなんです、さきに言いますように、田んぼなんかはあきあげ後だということは本人も知っていらっしやるわけです。

そういう中に、やっぱりそういう通知がいただければ、先のことじゃったっどんかん、気持ちの整理といいますか、そういうところはきちっと農家としては判ってもらえるわけですから、そこは今まで確認をしたことはないということなんですけれども、そこあたりも検討という話も出ましたけれども。

ぜひ前向きにして、今までと違った形で、こういう災害に遭われた方の田畑に対する、田畑だけじゃないですが、特に個人のそういう皆さんには配慮をしてくれれば、「こんごろは、やっぱり町のしのやいかたは違ど」という言葉も、町民の中から出てくると思います。そういうこともぜひ前向きにお願いしたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

一応災害査定を受けまして、事業が決まりますと入札をするわけですが、入札をして業者が決まった場合には、その業者の方に一応本人のところに行っていただいて、どのぐらいかかりますよという話はしてもらっております。

ただ、さっき申しあげましたように町からそういう文書は出しておりませんが、もしそういう要望があれば検討をしながら、本人が納得いくような形の対応をしていきたいと思います。

○楠木園洋一議員

この予算書の10ページ、総務一般管理費です。弁護委任業務、3回目ですけど、少なくなるのはいいんですけど、この積算の根拠はどうなっているのか。

○総務課長（紺屋 一幸君）

応訴に係ります補正でございますけれども、弁護士に対します着手金と、それから弁護士が実際に出かけます費用、旅費等の分の合計でございます、旅費につきましては、日額の1万500円を7回分計上させていただいております。それから、着手金につきましては、40万9,500円を計上させていただいております。

○楠木園洋一議員

1回目とすれば半額くらいになっているものですから、違うのかなと思って。最初出したときとちょっと違うかなと。

○総務課長（紺屋 一幸君）

今回の応訴の分については、初めての予算計上でございまして、前の2回につきましては、町が起こしました訴えの提起の分でございます、全く別ものでございます。

○麥田 博稔議員

2款1項、1目の弁護委任業務等について、ちょっとお伺いしますが、きのうも議会全員協議会等でいろいろ説明があったわけですが、私も昭和47年に湯田が流れたときに、全くこのような状態があったんです。やっぱり片づけたものは、形のないものは補償しないと。

そしていろいろあって、今回も激特事業が始まる前にいろいろ壊された方とか、整理された方がいらっしやあって、取り壊せちみんな言うけど、取り壊したら国の最後の補償はないのになあという話は、委員会等でもしたんですが、こういう状況になってしまったのは、非常に残念なんですけれども。

激特事業ですから、町がどうのこうのということではできないわけですが、このような事例がほかにもまだないのか、やはり内面ではこうしてくすぶっている人がおって、そしてこうして出てくると新たにということが出てこないのか、今のところ町にいろいろそのようなことで質問とか、いろいろ伺いを立てられる方がないのか、その辺をお伺いしておきたいというふうに思

います。

○町長（日高 政勝君）

似たような事例がまだ存在していないかということでございますが、今のところ特段そういうことは聞いておりません。

○麥田 博稔議員

いろいろ町の行政の中で、今までも地籍調査等の関係で二、三出てきていますので、担当の職員の方はやはり3年から長くて6年ぐらいいればかわっていきますけれども、町長も注意はされていると思うんですけども、やはりそのときの担当職員にしっかりした対応をとっていただくように再度、今までも何回かそういう注意はあったという話は聞いていますけれども。

やはり、町民と、前も言ったんですが、行政と争うというのが一番悲しい、さみしい出来事ですので、職員の方にはいろんな仕事で大変ですけれども、やっぱりこういうことが起こらないように、再度教育、指示を。地籍調査なんかでも今後も出てくる可能性もあるわけですけれども、やはりその辺のことは担当がかわっていても、現在の担当になった方が心配するわけですから、その辺は、今後教育をしていただくように要望をしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに御指摘にありますとおり、我々町民のための仕事をさせている職場でございますので、町民の皆さん方に信頼を失墜させるようなことは絶対あってはならないということで、もちろん地方公務員法でもそういう定めはございますけれども。

日ごろから、やっぱり規律厳正、コンプライアンスをしっかりと保ちながらやっていくということとは常々申し上げているところでございまして、そしてまた、こういう調査なんかについても、事前に、こういうヒアリングをしていただきたいとか、担当課のほうからしっかりとその辺については、調査員に対しては指示をいたしているところであります。

そしてまた、どこどこは、どこどこの課があたってくれと、必ず2人組でとか、その辺のところも細部にわたって指示もいたしておるわけでございますから、職員が被災調査に回って、軽はずみにこのようなことを言うこと自体、ないとは信じておりますが、あってはならないことだと思っておりますので、かえってこういったことはもってのほかだと、私も考えております。

かねがねこういうことについては、さらにまた意識を高めていくように機会を持ってまた督励をしていきたいと思っております。

○平八重光輝議員

若干、麥田議員の質問と重複するかもしれませんが、10ページのこの訴訟関係についてお尋ねいたします。民法の中に、故意または過失によって権利を侵害してそれによって損害が生じた場合は、その損害を補償しなさいという法律があるわけですが、それがこれにあてはまるかどうかは判りませんが、当時、私どももボランティアで消毒をせずと回っている中で、どんどん撤去をされておりました。

なんで撤去をするのと聞きましたら、当時、建設業者の方が全面的に協力されて、今だったらただで撤去できるから全部頼むんだというような返事をされた方が何人もいらっしゃいました。後ですれば自分たちでお金を出さんにやらんから大変だからということで。ただ私は、自分の友人には、絶対壊すなよと、どんなに形が崩れとつてもそのまま残さんとだめだよちゅうことで、後から感謝をされましたけれども。

そういう指導がなかったのも一つのことかと思いますが、二つほどお尋ねします。一つは、きのうの説明の中でもありましたが、その調査に正式に行かれた日付と、訴状の中にある方のそういう説明を受けたという日にちと、どちらが早かったのか。

もう一つは、今、麥田議員のほうからありましたが、同じような事例が二つ以上、複数なかったのかという調査をされたかどうか。あった、なかったではなく、そういう調査をされたかどうかをお尋ねします。仮にそういうのが複数あったとすれば、裁判所の判断だから私どもの考えでは理解できない判断も出たりしますけれども、それは何とも言えませんけれども。訴訟に支障のない範囲でよろしいですのでお尋ねいたします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

実際被災に遭われた家屋等の災害調査に回りましたのは、被災がありました5日後の27日に実施をしているところでございまして、そのときが、虎居につきましては、今の介護保険課、当時のすこやか長寿課の職員が割り当てられておりまして、2名1組で回っているということで調書が残っているところでございます。

訴状によりますと、9月の時点でそういった指示があったと、そういった言われ方をして壊したということで訴状にはうたってございますので、実際の調査の時点とは大分ずれているということでございます。

2点目のお尋ねにつきましては、そういった調査をいたしておりません。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第47号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第4「報告第8号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分
の報告について（専決第4号）」、日程第5「報告第9号 町長
の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第
5号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第4「報告第8号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）」及び日程第5「報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）」の2件について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第8号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）」及び「報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）」についてであります。

これは、地方自治法第180条第1項に規定に基づく町長の専決事項の指定第5号の規定のより、町営住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、2件の専決処分を行ったものであります。地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきましては、いずれも建設課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは8ページの「報告第8号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして「報告第9号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第5号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの説明に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

○平田 昇議員

質疑をさせていただきます。本年度6月定例議会は、町営住宅使用料長期滞納者2名に町営住宅の明渡しを求める権利、強制執行に関わる22節、補償補填及び賠償金100万円を予納すると、裁判所に前もって納めるという説明の予算を認めているわけですが、実際この金額を受納された方はだれであるのか、今から受納されると想定される方はどなたなのか。

今回の日高町長の適法な、これは適法な行政執行です、執行によって私は財産上の、あるいは精神上に損害を受けましたという方から、その損害を補償すべしとの審査請求または異議申し立て等に裁断を下せるのは、裁判所なのかそれとも行政なのか、そして、その異議申し立て等の声を上げる特定の人にはどういう人が想定されているのか。

このことをお聞きしておきたいと思います。既に受納されたのかどうか、それも含めて。

○建設課長（三浦 広幸君）

今、議員がおっしゃった6月議会で議決されました22節の補償補填及び賠償金100万円は強制執行に係る裁判所への予納金2件分でございます。今説明を申し上げました2件の裁判に町が勝訴して入居者が自主退去をしない場合に、裁判所が強制退去をさせるための予納金でございます。勝訴が確定しまして、本人がそこを立ち退かない場合に強制的に裁判所が執行する場合に使うお金でございます。今から執行する分でございます。

裁判に勝ってから執行する分でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかにはないので、ただいまの報告2件を終わります。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成23年第5回さつま町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 麥 田 博 稔

さつま町議会議員 米 丸 文 武